

## 公益社団法人広島県看護協会災害等見舞規程

(目的)

第1条 この規程は、会員の災害等見舞について必要な事項を定めることを目的とする。

(見舞金)

第2条 本会は、会員の災害等について、次の見舞金を支給する。

- (1) 罹災見舞金
- (2) 病氣見舞金
- (3) 死亡弔慰金

(罹災見舞金)

第3条 会員が主たる居住地において、火災、風水害、震災その他これに類する災害によって財産に損害を受けた場合、又はこれに準ずる損害を受けた場合には、次の区分に応じて、罹災見舞金を贈る。

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 全焼、又は全壊    | 20,000円 |
| (2) 半焼、又は半壊・傾斜 | 10,000円 |
| (3) 床上・床下浸水    | 10,000円 |

(病氣見舞金)

第4条 病氣見舞金は、次の事項によって支給する。

- (1) 会員が病氣により1か月以上入院加療(同一疾病に限らず、入院加療期間を通算する。)した場合10,000円。ただし、当該事業年度中に、1会員1回限り支給するものとする。
- (2) 会務中に傷害をうけ、10日以上加療の場合 10,000円

(死亡弔慰金)

第5条 会員が死亡したときは、弔電及び死亡弔慰金20,000円を贈る。

(申請書)

第6条 会員が見舞金を受けようとするときは、該当する別記様式の申請書に、関係する必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 罹災見舞金

罹災見舞金申請書(別記様式第1号)に消防署又は市町等発行の罹災証明書、その他これに準ずる書類

- (2) 病氣見舞金

病氣見舞金申請書(別記様式第2号)に支部長又は施設代表者の証明

- (3) 死亡弔慰金

死亡弔慰金申請書(別記様式第3号)に支部長又は施設代表者の証明

2 申請書の提出は、当該事由の発生後、1年以内に行わなければならない。

(委任規程)

第7条 この規程に定めるもののほか、災害等見舞金の取扱に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年度通常総会終了の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年9月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。